

【様式 1-2】

一般社団法人山口県観光連盟 御中

## 「旅々やまぐち割プラス」 クーポン登録店参加申請書

「旅々やまぐち割プラス」のクーポン登録店として参加申請するため、下記のとおり提出いたします。

### 【事業者等情報】

フリガナ	
事業者等名	
代表所在地	〒
電話番号	( ) -
FAX 番号	( ) -
電子メールアドレス	
フリガナ	
経理(会計)担当者名	
施設形態 (該当項目に○印を記入)	① 飲食店（酒類提供なし） ② 飲食店（酒類提供あり） ③ 小売（お土産等） ④ コンビニ・スーパー ⑤ 鉄道 ⑥ バス ⑦ ハイヤー・タクシー ⑧ 海上運送 ⑨ レンタカー ⑩ 宿泊業・温泉施設 ⑪ 観光施設（遊園地・動物園・温泉施設・観光農園等） ⑫ 文化施設（美術館・博物館等） ⑬ 体験型アクティビティ ⑭ スポーツ ⑮ その他（ )
参加店舗数	店舗
換金申請方法 (希望項目に○印を記入)	複数店舗をお持ちのオーナー様は、下記の①②どちらかをお選びください。 ① オーナー一括申請 (オーナー様が全ての店舗を取りまとめて使用済クーポンを発送、換金申請する場合。この場合、換金伝票はオーナー様のみが届きます。) ② 各店舗個別申請 (店舗ごとに使用済クーポンを発送、換金申請する場合。この場合、換金伝票は各店舗様に届きます。)

※FAX 番号及び電子メールアドレス、経理担当者名、換金申請方法を除く上記の内容は、「旅々やまぐち割プラス」公式ホームページへ掲載します。

### 【振込先口座】

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	労働金庫 農協	本店 支店
	銀行コード	支店コード	① 普通 ・ ② 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

### 【登録条件】

次の項目について、すべて満たす必要があります。満たしている項目に☑印を記入してください。

- 山口県内の土産物店や飲食店、観光施設、アクティビティ及び交通関連事業者等であって、国内口座を有していること。
- 「山口県暴力団排除条例」（平成22年山口県条例第37号）を遵守すること。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、業種別ガイドラインを遵守し、その旨店頭など旅行者から見えやすい場所又はWebサイトで対外的に公表すること。  
**※ 飲食店として登録する場合は、「やまぐち安心飲食店」の認証を受けていることを証明する認証の決定通知書のコピーを添付すること。**
- ※ 国のGoToトラベル事業における地域共通クーポン取扱店舗の場合は、申請書のチェック欄にチェックを入れること。**
- 行政からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号））の規定に基づく営業自粛要請、時短営業要請等に従うこと。
- クーポン登録店において従業員に感染者が出た場合や、クーポン登録店を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合には、その状況について、遅滞なく事務局に報告を行うこと。
- 事務局が提供するクーポン登録店用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- クーポン登録店であることが明確になるよう、事務局が提供する販促ツール（ポスター、ステッカー等）を旅行者から見えやすい場所に掲示すること。
- 旅々やまぐち割プラス公式ホームページ上に事業者名、所在地等の公開に同意すること。
- 県内に複数の店舗等を所有する事業者等は、参加登録する店舗等を明確にし、登録申請とともに、次のいずれかを選択すること。(1)オーナーが全店舗等分取りまとめて換金申請する、(2)各店舗等が個別に換金申請する。
- 山口県観光連盟が必要と判断した場合に、参加申請書に記載した情報について山口県の関係部署、事業所所在地の市町及び警察に提供することについて同意すること。
- その他関係法令や公序良俗に反しないこと。

### 【クーポン換金条件】

次の項目について、すべて遵守する必要があります。遵守する項目に☑印を記入してください。

- 使用済みクーポンには、使用日及びクーポン登録店を記載してください。クーポンに有効期間、使用日及びクーポン登録店名の記載がない場合、換金できません。
- クーポン半券がない場合は換金できません。
- 使用済みのクーポンは再度使用することはできません。
- 換金申請については「旅々やまぐち割プラス使用済みクーポン回収センター」に提出してください。指定伝票と封筒を事前に配布し、送料は事務局が負担します。
- 換金申請は最終報告日までに行ってください。最終報告日以降は一切受付できません。
- 事業が一時停止された場合、または事業の適用外期間が設けられた場合は、クーポンの使用を停止します。
- クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、山口県観光連盟及び事務局は責を負いません。クーポンの盗難・紛失・滅失等については、登録事業者等へ損害賠償責任が発生する場合があります。
- 本事業に係る証拠書類等は、国及び県の監査対象となる可能性があることから、事業終了の翌年度から起算して5年後の年度末まで、各クーポン登録店で保管してください。

## 【責務等】

次の項目について、すべて遵守する必要があります。遵守する項目に☑印を記入してください。

- クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
  - ・クーポンの有効期間及び発行箇所名（登録旅行会社名、登録宿泊施設名）
  - ・クーポンの偽造、変更及び模造の有無
  - ・提供する商品等が、旅々やまぐち割プラスで定めるクーポンの利用対象にならない商品等に該当しないこと。
- 発行箇所名（登録旅行会社名、登録宿泊施設名）や有効期間の記載がない、不鮮明、修正されているクーポン、有効期間を経過しているクーポン、破損しているクーポンは受取りを拒否すること。
- デザインや色合いが明らかに違うこと等により偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局へ報告すること。また、確認用として配布する見本シートは、クーポンを取扱う全ての者に周知すること。
- クーポンを現金と交換、または第三者への売買、譲渡しないこと。
- クーポンの券面額以下の金額の使用の場合、釣銭は渡さないこと。また、クーポンによる支払いで不足する分は、現金等で収受すること。
- クーポンを使用して購入した商品等の返品の際には返金をせず、クーポンを返却すること。
- クーポン登録店で独自にクーポンの使用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等でその旨を明示すること。
- 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又はクーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、クーポン使用者に不利となる差別的扱いを行わないこと。
- 有効なクーポンを使用しようとする旅行者からクーポンの使用に関し苦情又は相談を受けた場合、クーポン登録店と旅行者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘もしくは指導を受けた場合等には、クーポン登録店の費用と責任をもって対処し、解決にあたること。
- クーポン登録店が旅行者の不正使用を知り得ながらクーポンを受取ること、旅行者に不正を促すこと等によりクーポン登録店または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、調査が完了するまで当該クーポン登録店におけるクーポンの精算代金の支払いを保留することに同意すること。また、クーポン登録店又は旅行者が不正に利益を得た場合、クーポン登録店は、受取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。
- 偽造、変造、模造等されたクーポンによる換金申請がされ、事務局がクーポンの使用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。またクーポン登録店は、事務局から指示があった場合又はクーポン登録店が必要と判断した場合には、クーポン登録店が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。
- その他、事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

【その他の遵守事項】

次の項目について、すべて遵守する必要があります。遵守する項目に☑印を記入してください。

- 本事業において、規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、返還に応じます。
- 本事業に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。

上記の内容について遵守します。

令和4年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

【必要書類等】

以下の書類の同封を確認後、☑印を記入してください。

- 事業者等を営業する上で、必要な許可を得ていることを証する書類（営業許可証等）の写し
- クーポン登録店参加店舗等一覧
- 口座番号を確認できる書類  
（通帳の表紙と中開きのページ（通帳を開いた最初のページ）のコピー）
- やまぐち安心飲食店認証決定通知書のコピー  
※飲食店として登録を希望する場合に限る
- 国のGoToトラベル事業における地域共通クーポン取扱店舗である